

# Weekly コラム

平成 31 年 1 月 15 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## QR コードを利用した コンビニ納付

はじめに

国税を納付しようとする者は、納付金額が 30 万円以下で税務署が作成（郵送）したバーコード付納付書に基づき納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者（コンビニエンスストア）に納付を委託（以下単に「コンビニ納付」といいます。）することができることとされています（国通法 34 の 3①）。

ただし、現行の国税のコンビニ納付については、自宅及び税務署以外の会場等で電子申告を行う場合には、改めて税務署からバーコード付納付書を取り寄せてコンビニ納付を行う必要がありました。

そこで、平成 30 年度税制改正では、納税者の利便性の向上を図る観点から、コンビニ納付の利用手段が拡充され、二次元コード（いわゆる QR コード）を利用したコンビニ納付が可能となりました。

本稿では、拡充された QR コードを利用したコンビニ納付制度の概要及びその実務上の留意点について解説することとします。

### I 改正の内容（国通規 2②二）

コンビニ納付を利用できる納付書の範囲に、コンビニにより作成された納付書が追加されます。具体的には、コンビニ納付を行おうとする納税者が、自宅等において国税庁ホームページを利用して納付に必要な情報を QR コード化し、コンビニの端末機で読み取り納付書を出力することによって、コンビニ納付ができることとされます。

### 《利用方法》

- ①② 自宅等で作成・出力した「QR コード」（PDF ファイル）をコンビニ店舗に持参
- ③ いわゆるキオスク端末（「Loppi」や「Fami ポート」）に読み取らせることによりバーコード（納付書）が出力
- ④ バーコード（納付書）によりレジで納付

### 《利用可能コンビニ》

ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）ファミリーマート（「Fami ポート」端末設置店舗のみ）等

### II 適用関係（平成 30 年度改正国通規附則③）

上記 I の改正は、平成 31 年 1 月 4 日以後に納付の委託を行う国税について適用され、同日前に委託を行う国税については、なお従前のとおりとされます。

おわりに

QR コードを利用したコンビニ納付による納税可能な税金は、あくまでも 30 万円以下の国税とされます。「開いて良かった」のキャッチフレーズで全国各地で店舗展開をしているコンビニ納付の利用手段の拡充は、納税者にとっては便利でしょう。しかし、早朝・深夜の時間帯などのセキュリティ面から考えるとコンビニの経営者にとっては頭の痛い問題でしょうね。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。